

平成15年12月期 個別中間財務諸表の概要

平成15年7月30日

上場会社名 東海カーボン株式会社

上場取引所 東 大 名

コード番号 5301

本社所在都道府県 東京都

(URL <http://www.tokaicarbon.co.jp/>)

代表者 役職名 代表取締役社長

氏名 大 嶽 史記夫

問合せ先責任者 役職名 取締役経営管理本部経理部長

氏名 工 藤 能 成 T E L (03)3746 - 5219

決算取締役会開催日 平成15年7月30日

中間配当制度の有無 有

中間配当支払開始日 平成15年9月1日

単元株制度採用の有無 有(1単元 1,000株)

1. 15年6月中間期の業績(平成15年1月1日～平成15年6月30日)

(1) 経営成績 (注) 記載金額は、百万円未満を切り捨ての方法で表示しております。

	売 上 高		営業利益		経常利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
15年6月中間期	22,035	8.5	2,213	78.4	2,338	114.8
14年6月中間期	20,313	9.5	1,240	46.3	1,088	56.0
14年12月期	42,365		2,899		2,891	

	中間(当期)純利益		1株当たり中間 (当期)純利益	
	百万円	%	円	銭
15年6月中間期	1,714	125.3	8.42	
14年6月中間期	761	42.2	3.73	
14年12月期	567		2.78	

(注) 期中平均株式数 15年6月中間期 203,756,215株 14年6月中間期 204,046,096株
14年12月期 203,993,409株

会計処理の方法の変更 有

売上高、営業利益、経常利益、中間(当期)純利益におけるパーセント表示は、対前年中間期増減率

(2) 配当状況

	1株当たり 中間配当金	1株当たり 年間配当金
	円 銭	円 銭
15年6月中間期	2.50	—
14年6月中間期	2.50	—
14年12月期	—	5.00

(注) 15年6月中間期中間配当金の内訳
記念配当 0円00銭
特別配当 0円00銭

(3) 財政状態

	総 資 産	株主資本	株主資本比率	1株当たり株主資本
	百万円	百万円	%	円 銭
15年6月中間期	95,577	64,439	67.4	316.29
14年6月中間期	100,055	65,527	65.5	321.19
14年12月期	94,972	63,087	66.4	309.60

(注) 期末発行済株式数 15年6月中間期 203,737,414株 14年6月中間期 204,012,280株
14年12月期 203,772,146株
期末自己株式数 15年6月中間期 351,977株 14年6月中間期 77,111株
14年12月期 317,245株

2. 15年12月期の業績予想(平成15年1月1日～平成15年12月31日)

	売 上 高	経常利益	当期純利益	1株当たり年間配当金	
	百万円	百万円	百万円	期 末	
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
通 期	44,500	4,400	2,600	2.50	5.00

(参考) 1株当たり予想当期純利益(通期) 12円76銭

(注) 業績予想につきましては、本資料の発表日現在において入手可能な情報に基づき作成したものであり、実際の業績は、今後さまざまな要因によって予想数値とは異なる場合があります。

中 間 貸 借 対 照 表

期 別 科 目	当中間会計期間末 (平成15年6月30日)		前中間会計期間末 (平成14年6月30日)		前事業年度末 (平成14年12月31日)	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
資 産 の 部						
・ 流 動 資 産	39,335	41.2	41,081	41.1	39,584	41.7
現金及び預金	4,983		10,877		5,875	
受取手形	2,678		3,692		3,200	
売掛金	12,178		11,334		12,486	
たな卸資産	11,590		11,988		11,548	
繰延税金資産	382		687		271	
短期貸付金	6,545		-		5,516	
その他の流動資産	992		2,541		729	
貸倒引当金	16		40		43	
・ 固 定 資 産	56,242	58.8	58,974	58.9	55,388	58.3
1. 有 形 固 定 資 産 (1)	26,757		27,664		27,532	
建物	8,577		9,098		8,819	
構築物	2,489		2,594		2,571	
機械装置	6,927		6,106		7,331	
土地	7,367		7,355		7,368	
その他の有形固定資産	1,395		2,509		1,442	
2. 無 形 固 定 資 産	65		47		60	
3. 投 資 そ の 他 の 資 産	29,418		31,262		27,794	
投資有価証券	22,903		26,643		22,294	
その他の投資その他の資産	6,538		4,635		5,520	
貸倒引当金	23		16		19	
資 産 合 計	95,577	100.0	100,055	100.0	94,972	100.0

期 別 科 目	当中間会計期間末 (平成15年6月30日)		前中間会計期間末 (平成14年6月30日)		前事業年度末 (平成14年12月31日)	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
負債の部	百万円	%	百万円	%	百万円	%
流動負債	25,096	26.3	27,164	27.1	25,680	27.0
支払手形	1,207		1,195		1,426	
買掛金	4,776		5,706		5,595	
短期借入金	15,660		15,660		15,660	
未払法人税等	1,056		346		0	
賞与引当金	98		88		90	
その他の流動負債	2,297		4,168		2,909	
固定負債	6,041	6.3	7,363	7.4	6,204	6.6
繰延税金負債	5,331		6,648		5,461	
役員退職慰労引当金	161		182		200	
その他の固定負債	548		531		541	
負債合計	31,138	32.6	34,528	34.5	31,885	33.6
資本の部						
資本金	-	-	15,436	15.4	15,436	16.3
資本準備金	-	-	10,873	10.9	10,873	11.4
利益準備金	-	-	2,864	2.9	2,864	3.0
その他の剰余金	-	-	29,219	29.2	28,515	30.0
1. 任意積立金	-		26,930		26,930	
2. 中間(当期)末処分利益	-		2,289		1,585	
その他有価証券評価差額金	-	-	7,150	7.1	5,458	5.7
自己株式	-	-	17	0.0	60	0.0
資本合計	-	-	65,527	65.5	63,087	66.4
負債及び資本合計	-	-	100,055	100.0	94,972	100.0
資本金	15,436	16.1	-	-	-	-
資本剰余金	10,873	11.4	-	-	-	-
資本準備金	10,873					
利益剰余金	32,566	34.1	-	-	-	-
1. 利益準備金	2,864		-		-	
2. 任意積立金	26,892		-		-	
3. 中間末処分利益	2,809		-		-	
その他有価証券評価差額金	5,630	5.9	-	-	-	-
自己株式	67	0.1	-	-	-	-
資本合計	64,439	67.4	-	-	-	-
負債及び資本合計	95,577	100.0	-	-	-	-

中 間 損 益 計 算 書

期 別 科 目	当中間会計期間 (自 平成15年1月 1日 至 平成15年6月30日)		前中間会計期間 (自 平成14年1月 1日 至 平成14年6月30日)		前事業年度 (自 平成14年 1月 1日 至 平成14年12月31日)	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
・ 売 上 高	22,035	100.0	20,313	100.0	42,365	100.0
・ 売 上 原 価	16,272	73.9	15,344	75.5	32,126	75.8
・ 売 上 総 利 益	5,762	26.1	4,969	24.5	10,239	24.2
・ 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,549	16.1	3,728	18.4	7,340	17.4
・ 営 業 利 益	2,213	10.0	1,240	6.1	2,899	6.8
・ 営 業 外 収 益	446	2.0	348	1.7	724	1.7
・ 受 取 利 息 及 び 配 当 金	207		242		347	
・ そ の 他 営 業 外 収 益	238		105		376	
・ 営 業 外 費 用	321	1.4	501	2.4	731	1.7
・ 支 払 利 息	140		153		310	
・ そ の 他 営 業 外 費 用	181		347		421	
・ 経 常 利 益	2,338	10.6	1,088	5.4	2,891	6.8
・ 特 別 利 益	442	2.0	257	1.3	249	0.6
・ 為 替 差 益 (1)	352		-		-	
・ 土 地 売 却 益	67		146		146	
・ 貸 倒 引 当 金 戻 入 額	23		41		32	
・ 投 資 有 価 証 券 売 却 益	-		70		70	
・ 特 別 損 失	10	0.0	96	0.5	1,651	3.9
・ 会 員 権 評 価 損	6		23		25	
・ 投 資 有 価 証 券 売 却 損	4		73		73	
・ 子 会 社 株 式 評 価 損	-		-		750	
・ 投 資 有 価 証 券 評 価 損	-		-		683	
・ 民 事 請 求 和 解 金	-		-		117	
税 引 前 中 間 (当 期) 純 利 益	2,769	12.6	1,249	6.2	1,489	3.5
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,097	5.0	391	2.0	370	0.9
法 人 税 等 調 整 額	41	0.2	97	0.5	552	1.3
中 間 (当 期) 純 利 益	1,714	7.8	761	3.7	567	1.3
前 期 繰 越 利 益	1,094		1,527		1,527	
中 間 配 当 額	-		-		510	
中 間 (当 期) 未 処 分 利 益	2,809		2,289		1,585	

(中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) たな卸資産…月別総平均法による原価法によっている。

(2) 有価証券

子会社及び関連会社株式…移動平均法による原価法によっている。

その他の有価証券

時価のあるもの…中間決算日の市場価格等に基づく時価法によっている(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している)。

時価のないもの…移動平均法による原価法によっている。

(3) デリバティブ…時価法によっている。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっている。但し、平成10年4月1日以後新規取得の建物(建物付属設備を除く)については定額法によっている。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりである。

建物	3～50年
構築物	2～60年
機械及び装置	2～22年
炉	4～12年

(2) 無形固定資産

定額法によっている。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上している。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上している。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法による按分額を、それぞれ発生の翌期より費用処理している。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給にあてるため、役員退職慰労金の内規に基づく中間会計期間末要支給額を計上している。

4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっている。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっている。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

当中間会計期間にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりである。

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…製品輸出による外貨建売上債権及び外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲でヘッジしている。

(4) ヘッジ有効性の評価方法

ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段の相場変動の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価方法としている。

7 . 消費税等の会計処理

税抜方式によっている。

会計処理方法の変更

当中間会計期間 〔 自 平成15年 1月 1日 〕 〔 至 平成15年 6月30日 〕	前中間会計期間 〔 自 平成14年 1月 1日 〕 〔 至 平成14年 6月30日 〕	前事業年度 〔 自 平成14年 1月 1日 〕 〔 至 平成14年12月31日 〕
当社は、欧州連合（EU）の欧州委員会から、人造黒鉛電極、等方性黒鉛の販売で価格カルテルに参加していたとして、総額3,147万ユーロ（4,308百万円）の課徴金の支払命令を受けた。これに対し、当社は、同額の仮納付金を差入れの上、欧州裁判所に不服申し立ての手続きを取っている。 この仮納付金に係る為替換算差損益については、従来、営業外損益の部に計上していたが当中間会計期間より特別損益の部に計上することに変更した。 この変更は、平成13年に差入れた人造黒鉛電極に対する仮納付金に加え、当中間会計期間に等方性黒鉛に対する仮納付金を差入れたこと及び、ユーロの対円レートが大幅に円安になったことにより、仮納付金に係る為替換算差益が増大していること、仮納付金は通常取引以外の債権であることにより、変更を行ったものである。 この変更により、当中間会計期間に発生した仮納付金に係る為替換算差益352百万円は特別利益に計上している。この結果従来と同一の方法を採用した場合と比べ、経常利益は352百万円減少し、税引前中間純利益に与える影響はない。		

追加情報

当中間会計期間 〔 自 平成15年 1月 1日 〕 〔 至 平成15年 6月30日 〕	前中間会計期間 〔 自 平成14年 1月 1日 〕 〔 至 平成14年 6月30日 〕	前事業年度 〔 自 平成14年 1月 1日 〕 〔 至 平成14年12月31日 〕
（自己株式及び法定準備金取崩等会計） 当中間会計期間から「企業会計基準第1号 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」（平成14年2月21日 企業会計基準委員会）を適用している。この変更に伴う損益に与える影響はない。 なお、中間財務諸表等規則の改正により当中間会計期間から「資本準備金」は「資本剰余金」の内訳と「利益準備金」「任意積立金」「中間未処分利益」は「利益剰余金」の内訳として表示している。		

注記事項

（貸借対照表関係）

当中間会計期間末 （平成15年 6月30日）	前中間会計期間末 （平成14年 6月30日）	前事業年度末 （平成14年12月31日）																																																												
1. 有形固定資産の減価償却累計額 84,671百万円 2. 偶発債務 (1)保証債務 銀行借入等に対する保証で、内容は下記のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>被保証者</th><th>金額</th><th>被保証債務の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED</td><td>1,661百万円 (585,000千タイバーツ)</td><td>銀行借入金</td></tr> <tr> <td>ディー・シー・ファイナンス㈱</td><td>820百万円</td><td>〃</td></tr> <tr> <td>SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI</td><td>518百万円 (4,300千米ドル) (248千中国人民幣元)</td><td>〃</td></tr> <tr> <td>TOKAI CARBON U.S.A., INC.</td><td>299百万円 (2,500千米ドル)</td><td>〃</td></tr> <tr> <td>韓国東海カーボン㈱</td><td>367百万円 (45千米ドル) (3,600,000千韓国ウォン)</td><td>〃</td></tr> <tr> <td>計</td><td>3,667百万円</td><td></td></tr> </tbody> </table>	被保証者	金額	被保証債務の内容	THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED	1,661百万円 (585,000千タイバーツ)	銀行借入金	ディー・シー・ファイナンス㈱	820百万円	〃	SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI	518百万円 (4,300千米ドル) (248千中国人民幣元)	〃	TOKAI CARBON U.S.A., INC.	299百万円 (2,500千米ドル)	〃	韓国東海カーボン㈱	367百万円 (45千米ドル) (3,600,000千韓国ウォン)	〃	計	3,667百万円		1. 有形固定資産の減価償却累計額 83,167百万円 2. 偶発債務 (1)保証債務 銀行借入等に対する保証で、内容は下記のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>被保証者</th><th>金額</th><th>被保証債務の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED</td><td>2,252百万円 (785,000千タイバーツ)</td><td>銀行借入金</td></tr> <tr> <td>ディー・シー・ファイナンス㈱</td><td>970百万円</td><td>〃</td></tr> <tr> <td>TOKAI CARBON U.S.A., INC.</td><td>669百万円 (5,600千米ドル)</td><td>〃</td></tr> <tr> <td>韓国東海カーボン㈱</td><td>375百万円 (135千米ドル) (3,600,000千韓国ウォン)</td><td>〃</td></tr> <tr> <td>計</td><td>4,267百万円</td><td></td></tr> </tbody> </table>	被保証者	金額	被保証債務の内容	THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED	2,252百万円 (785,000千タイバーツ)	銀行借入金	ディー・シー・ファイナンス㈱	970百万円	〃	TOKAI CARBON U.S.A., INC.	669百万円 (5,600千米ドル)	〃	韓国東海カーボン㈱	375百万円 (135千米ドル) (3,600,000千韓国ウォン)	〃	計	4,267百万円		1. 有形固定資産の減価償却累計額 83,646百万円 2. 偶発債務 (1)保証債務 銀行借入等に対する保証で、内容は下記のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>被保証者</th><th>金額</th><th>被保証債務の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED</td><td>1,772百万円 (640,000千タイバーツ)</td><td>銀行借入金</td></tr> <tr> <td>ディー・シー・ファイナンス㈱</td><td>970百万円</td><td>〃</td></tr> <tr> <td>SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI</td><td>486百万円 (3,740千米ドル) (2,613千中国人民幣元)</td><td>〃</td></tr> <tr> <td>TOKAI CARBON U.S.A., INC.</td><td>395百万円 (3,300千米ドル)</td><td>〃</td></tr> <tr> <td>韓国東海カーボン㈱</td><td>371百万円 (90千米ドル) (3,600,000千韓国ウォン)</td><td>〃</td></tr> <tr> <td>計</td><td>3,996百万円</td><td></td></tr> </tbody> </table>	被保証者	金額	被保証債務の内容	THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED	1,772百万円 (640,000千タイバーツ)	銀行借入金	ディー・シー・ファイナンス㈱	970百万円	〃	SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI	486百万円 (3,740千米ドル) (2,613千中国人民幣元)	〃	TOKAI CARBON U.S.A., INC.	395百万円 (3,300千米ドル)	〃	韓国東海カーボン㈱	371百万円 (90千米ドル) (3,600,000千韓国ウォン)	〃	計	3,996百万円	
被保証者	金額	被保証債務の内容																																																												
THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED	1,661百万円 (585,000千タイバーツ)	銀行借入金																																																												
ディー・シー・ファイナンス㈱	820百万円	〃																																																												
SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI	518百万円 (4,300千米ドル) (248千中国人民幣元)	〃																																																												
TOKAI CARBON U.S.A., INC.	299百万円 (2,500千米ドル)	〃																																																												
韓国東海カーボン㈱	367百万円 (45千米ドル) (3,600,000千韓国ウォン)	〃																																																												
計	3,667百万円																																																													
被保証者	金額	被保証債務の内容																																																												
THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED	2,252百万円 (785,000千タイバーツ)	銀行借入金																																																												
ディー・シー・ファイナンス㈱	970百万円	〃																																																												
TOKAI CARBON U.S.A., INC.	669百万円 (5,600千米ドル)	〃																																																												
韓国東海カーボン㈱	375百万円 (135千米ドル) (3,600,000千韓国ウォン)	〃																																																												
計	4,267百万円																																																													
被保証者	金額	被保証債務の内容																																																												
THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED	1,772百万円 (640,000千タイバーツ)	銀行借入金																																																												
ディー・シー・ファイナンス㈱	970百万円	〃																																																												
SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI	486百万円 (3,740千米ドル) (2,613千中国人民幣元)	〃																																																												
TOKAI CARBON U.S.A., INC.	395百万円 (3,300千米ドル)	〃																																																												
韓国東海カーボン㈱	371百万円 (90千米ドル) (3,600,000千韓国ウォン)	〃																																																												
計	3,996百万円																																																													

当中間会計期間末 (平成15年 6月30日)	前中間会計期間末 (平成14年 6月30日)	前事業年度末 (平成14年12月31日)						
(2) 当社は、平成13年7月18日、欧州連合（EU）の欧州委員会から、人造黒鉛電極の販売で価格カルテルに参加していたとして、2,450万ユーロ（3,354百万円）の課徴金の支払命令を受けた。これに対し、当社は、仮納付金を差入れの上、平成13年10月1日付で欧州裁判所に不服申し立ての手続きを取っているが、今後解決に長期要すると見込まれ、また見通しが不明であることから、現時点で当社の損益に与える影響を合理的に見積もることは困難である。 なお、上記仮納付金3,354百万円については、投資その他の資産の「その他の投資その他の資産」に含めて計上している。 (3) 当社は、平成14年12月17日、欧州連合（EU）の欧州委員会から、等方性黒鉛の販売で価格カルテルに参加していたとして、697万ユーロ（954百万円）の課徴金の支払命令を受けた。これに対し、当社は、仮納付金を差入れの上、平成15年3月3日付で欧州裁判所に不服申し立ての手続きを取っているが、今後解決に長期要すると見込まれ、また見通しが不明であることから、現時点で当社の損益に与える影響を合理的に見積もることは困難である。 なお、上記仮納付金954百万円については、投資その他の資産の「その他の投資その他の資産」に含めて計上している。	(2) 当社は、平成13年7月18日、欧州連合（EU）の欧州委員会から、人造黒鉛電極の販売で価格カルテルに参加していたとして、2,450万ユーロ（2,894百万円）の課徴金の支払命令を受けた。これに対し、当社は、仮納付金を差入れの上、平成13年10月1日付で欧州裁判所に不服申し立ての手続きを取っているが、今後解決に長期要すると見込まれ、また見通しが不明であることから、現時点で当社の損益に与える影響を合理的に見積もることは困難である。 なお、上記仮納付金2,894百万円については、投資その他の資産の「その他の投資その他の資産」に含めて計上している。 3 中間期末日満期手形の会計処理 当中間会計期間末日が金融機関の休日のため、同日が満期日の手形については、手形交換日に決済処理する方法によっている。このため、次の当中間会計期間末日満期手形が当中間会計期間末残高に含まれている。 <table><tr><td>受 取 手 形</td><td>383百万円</td></tr><tr><td>支 払 手 形</td><td>100</td></tr><tr><td>設 備 支 払 手 形</td><td>509</td></tr></table> （その他流動負債に含む）	受 取 手 形	383百万円	支 払 手 形	100	設 備 支 払 手 形	509	(2) 当社は、平成13年7月18日、欧州連合（EU）の欧州委員会から、人造黒鉛電極の販売で価格カルテルに参加していたとして、2,450万ユーロ（3,064百万円）の課徴金の支払命令を受けた。これに対し、当社は、仮納付金を差入れの上、平成13年10月1日付で欧州裁判所に不服申し立ての手続きを取っているが、今後解決に長期要すると見込まれ、また見通しが不明であることから、現時点で当社の損益に与える影響を合理的に見積もることは困難である。 なお、上記仮納付金3,064百万円については、投資その他の資産の「その他の投資その他の資産」に含めて計上している。 (3) 当社は、平成14年12月17日、欧州連合（EU）の欧州委員会から、等方性黒鉛の販売で価格カルテルに参加していたとして、697万ユーロ（871百万円）の課徴金の支払命令を受けた。これに対し、当社は、平成15年3月3日付で欧州裁判所に不服申し立ての手続きを取っているが、今後解決に長期要すると見込まれ、また見通しが不明であることから、現時点で当社の損益に与える影響を合理的に見積もることは困難である。 3 期末日満期手形の会計処理 当事業年度末日が満期日の手形については、事業年度末日が毎期金融機関の休日であるため、当会計年度より記載を省略している。
受 取 手 形	383百万円							
支 払 手 形	100							
設 備 支 払 手 形	509							

（損益計算書関係）

当中間会計期間 〔 自 平成15年 1月 1日 至 平成15年 6月30日 〕	前中間会計期間 〔 自 平成14年 1月 1日 至 平成14年 6月30日 〕	前事業年度 〔 自 平成14年 1月 1日 至 平成14年12月31日 〕
¹ 特別利益の為替差益は、欧州連合（E U）の欧州委員会へ差し入れている仮納付金に係る為替換算差益である。	—	—

リース取引関係

当中間会計期間 〔自 平成15年 1月 1日〕 〔至 平成15年 6月30日〕	前中間会計期間 〔自 平成14年 1月 1日〕 〔至 平成14年 6月30日〕	前事業年度 〔自 平成14年 1月 1日〕 〔至 平成14年12月31日〕																																																												
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																																												
<table><tr><th></th><th>取 得 価 額 相 当 額</th><th>減価償却累計額相当額</th><th>期 末 残 高 相 当 額</th></tr><tr><td>機 械 装 置</td><td>16 百万円</td><td>15 百万円</td><td>0 百万円</td></tr><tr><td>有形固定資産その他 (工具器具備品)</td><td>158</td><td>101</td><td>57</td></tr><tr><td>無形固定資産(ソフトウェア)</td><td>766</td><td>290</td><td>475</td></tr><tr><td>合 計</td><td>940</td><td>407</td><td>533</td></tr></table>		取 得 価 額 相 当 額	減価償却累計額相当額	期 末 残 高 相 当 額	機 械 装 置	16 百万円	15 百万円	0 百万円	有形固定資産その他 (工具器具備品)	158	101	57	無形固定資産(ソフトウェア)	766	290	475	合 計	940	407	533	<table><tr><th></th><th>取 得 価 額 相 当 額</th><th>減価償却累計額相当額</th><th>期 末 残 高 相 当 額</th></tr><tr><td>機 械 装 置</td><td>78 百万円</td><td>74 百万円</td><td>3 百万円</td></tr><tr><td>有形固定資産その他 (工具器具備品)</td><td>170</td><td>109</td><td>61</td></tr><tr><td>無形固定資産(ソフトウェア)</td><td>774</td><td>186</td><td>588</td></tr><tr><td>合 計</td><td>1,023</td><td>369</td><td>653</td></tr></table>		取 得 価 額 相 当 額	減価償却累計額相当額	期 末 残 高 相 当 額	機 械 装 置	78 百万円	74 百万円	3 百万円	有形固定資産その他 (工具器具備品)	170	109	61	無形固定資産(ソフトウェア)	774	186	588	合 計	1,023	369	653	<table><tr><th></th><th>取 得 価 額 相 当 額</th><th>減価償却累計額相当額</th><th>期 末 残 高 相 当 額</th></tr><tr><td>機 械 装 置</td><td>78 百万円</td><td>76 百万円</td><td>1 百万円</td></tr><tr><td>有形固定資産その他 (工具器具備品)</td><td>177</td><td>126</td><td>51</td></tr><tr><td>無形固定資産(ソフトウェア)</td><td>804</td><td>263</td><td>541</td></tr><tr><td>合 計</td><td>1,060</td><td>466</td><td>594</td></tr></table>		取 得 価 額 相 当 額	減価償却累計額相当額	期 末 残 高 相 当 額	機 械 装 置	78 百万円	76 百万円	1 百万円	有形固定資産その他 (工具器具備品)	177	126	51	無形固定資産(ソフトウェア)	804	263	541	合 計	1,060	466	594
	取 得 価 額 相 当 額	減価償却累計額相当額	期 末 残 高 相 当 額																																																											
機 械 装 置	16 百万円	15 百万円	0 百万円																																																											
有形固定資産その他 (工具器具備品)	158	101	57																																																											
無形固定資産(ソフトウェア)	766	290	475																																																											
合 計	940	407	533																																																											
	取 得 価 額 相 当 額	減価償却累計額相当額	期 末 残 高 相 当 額																																																											
機 械 装 置	78 百万円	74 百万円	3 百万円																																																											
有形固定資産その他 (工具器具備品)	170	109	61																																																											
無形固定資産(ソフトウェア)	774	186	588																																																											
合 計	1,023	369	653																																																											
	取 得 価 額 相 当 額	減価償却累計額相当額	期 末 残 高 相 当 額																																																											
機 械 装 置	78 百万円	76 百万円	1 百万円																																																											
有形固定資産その他 (工具器具備品)	177	126	51																																																											
無形固定資産(ソフトウェア)	804	263	541																																																											
合 計	1,060	466	594																																																											
(注) 取得価額相当額の算定は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっている。	(注)同左	(注) 取得価額相当額の算定は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、財務諸表等規則第8条の6第2項の規定に基づき、支払利子込み法によっている。																																																												
(2)未経過リース料期末残高相当額 <table><tr><td>1 年 内</td><td>161 百万円</td></tr><tr><td>1 年 超</td><td>371</td></tr><tr><td>合 計</td><td>533</td></tr></table>	1 年 内	161 百万円	1 年 超	371	合 計	533	(2)未経過リース料期末残高相当額 <table><tr><td>1 年 内</td><td>174 百万円</td></tr><tr><td>1 年 超</td><td>478</td></tr><tr><td>合 計</td><td>653</td></tr></table>	1 年 内	174 百万円	1 年 超	478	合 計	653	(2)未経過リース料期末残高相当額 <table><tr><td>1 年 内</td><td>164 百万円</td></tr><tr><td>1 年 超</td><td>429</td></tr><tr><td>合 計</td><td>594</td></tr></table>	1 年 内	164 百万円	1 年 超	429	合 計	594																																										
1 年 内	161 百万円																																																													
1 年 超	371																																																													
合 計	533																																																													
1 年 内	174 百万円																																																													
1 年 超	478																																																													
合 計	653																																																													
1 年 内	164 百万円																																																													
1 年 超	429																																																													
合 計	594																																																													
(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額の算定は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっている。	(注) 同左	(注) 未経過リース料期末残高相当額の算定は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、財務諸表等規則第8条の6第2項の規定に基づき、支払利子込み法によっている。																																																												
(3)支払リース料及び減価償却費相当額 <table><tr><td>支 払 リ ー ス 料</td><td>87 百万円</td></tr><tr><td>減 価 償 却 費 相 当 額</td><td>87 百万円</td></tr></table>	支 払 リ ー ス 料	87 百万円	減 価 償 却 費 相 当 額	87 百万円	(3)支払リース料及び減価償却費相当額 <table><tr><td>支 払 リ ー ス 料</td><td>86 百万円</td></tr><tr><td>減 価 償 却 費 相 当 額</td><td>86 百万円</td></tr></table>	支 払 リ ー ス 料	86 百万円	減 価 償 却 費 相 当 額	86 百万円	(3)支払リース料及び減価償却費相当額 <table><tr><td>支 払 リ ー ス 料</td><td>183 百万円</td></tr><tr><td>減 価 償 却 費 相 当 額</td><td>183 百万円</td></tr></table>	支 払 リ ー ス 料	183 百万円	減 価 償 却 費 相 当 額	183 百万円																																																
支 払 リ ー ス 料	87 百万円																																																													
減 価 償 却 費 相 当 額	87 百万円																																																													
支 払 リ ー ス 料	86 百万円																																																													
減 価 償 却 費 相 当 額	86 百万円																																																													
支 払 リ ー ス 料	183 百万円																																																													
減 価 償 却 費 相 当 額	183 百万円																																																													
(4)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。	(4)減価償却費相当額の算定方法 同左	(4)減価償却費相当額の算定方法 同左																																																												

有価証券関係

子会社株式及び関連会社で時価のあるもの

種 類	当中間会計期間末(平成15年6月30日現在)			前中間会計期間末(平成14年6月30日現在)			前事業年度末(平成14年12月31日現在)		
	中間貸借対照表 計 上 額	時 価	評 価 損 益	中間貸借対照表 計 上 額	時 価	評 価 損 益	貸 借 対 照 表 計 上 額	時 価	評 価 損 益
子会社株式	百万円 1,369	百万円 1,984	百万円 615	百万円 1,369	百万円 2,239	百万円 869	百万円 1,369	百万円 1,255	百万円 114

売 上 高 部 門 別 内 訳

期 別 科 目	当中間会計期間 (自 平成15年1月 1日 至 平成15年6月30日)		前中間会計期間 (自 平成14年1月 1日 至 平成14年6月30日)		前事業年度 (自 平成14年 1月 1日 至 平成14年12月31日)	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
カーボンブラック 事 業 部 門	百万円 8,299 (304)	% 37.7	百万円 7,516 (187)	% 37.0	百万円 15,590 (475)	% 36.8
電 極 事 業 部 門	6,662 (3,429)	30.2	6,975 (3,956)	34.3	14,292 (8,199)	33.8
ファインカーボン 事 業 部 門	4,889 (913)	22.2	3,816 (993)	18.8	8,326 (2,070)	19.7
摩 擦 材 事 業 部 門	1,774 (0)	8.0	1,557 (1)	7.7	3,290 (2)	7.7
そ の 他	409 (-)	1.9	447 (-)	2.2	866 (-)	2.0
計	22,035 (4,648)	100.0	20,313 (5,138)	100.0	42,365 (10,748)	100.0

(注) () 内は、輸出の金額で内数である。